

岐阜県IoTコンソーシアム
ワーキンググループ事業費補助金実施の手引き

新旧対照表

新	旧
<p>3 事業実施にあたっての留意事項</p> <p>(2) 経理処理上の留意事項</p> <p>①機械装置の購入、コンサルティングやシステム開発の委託等を行う場合、以下の書類が証拠書類となります。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>・納品書又は検査調書（注3）</u></p>	<p>3 事業実施にあたっての留意事項</p> <p>(2) 経理処理上の留意事項</p> <p>①機械装置の購入、コンサルティングやシステム開発の委託等を行う場合、以下の書類が証拠書類となります。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>・納品書</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>・検収調書</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>・検査調書（注3）</u></p>
<p>(3) 補助対象経費の事務処理</p> <p>① 人件費</p> <p>・WGの構成員（申請書のWG活動員に記載されている方）が実証事業、技術研究開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告など技術研究開発に関する直接作業に要する人に対する給料のうち基本給及び賞与が補助対象になります。<u>なお、補助対象金額の上限は月給制の作業者の場合基本給（月額基本給+(賞与÷12)）または報酬月額が月単位での上限となります。また、月単位の補助対象金額を求める際には給与の締め日（計算期間）で集計した時間（60分未満切り捨て）を作業時間とします。</u></p>	<p>(3) 補助対象経費の事務処理</p> <p>① 人件費</p> <p>・WGの構成員（申請書のWG活動員に記載されている方）が実証事業、技術研究開発に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告など技術研究開発に関する直接作業に要する人に対する給料のうち基本給及び賞与が補助対象になります。</p>

<p>(4)その他の留意事項</p> <p>○検収（検査）年月日の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確化の方法は検収調書による。ただし、納品書に検収印の押印及び日付を記入の上署名又は記名することでも可とする。 	<p>(4)その他の留意事項</p> <p>○検収（検査）年月日の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確化の方法は検収調書による。ただし、納品書に検収印の押印及び日付を記入することでも可とする。
<p>(注1) 見積書の徴収について</p> <p>③見積書が2者以上必要な場合（相見積）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①、②以外の場合 ・<u>“特殊の製造又は物件の買い入れであって、特定の者以外とは契約しがたい契約する必要があるとき”を除き、予定価格（総額）が160万円を超える場合は、原則として3者以上の見積書が必要になります。</u> <p>(注2) 契約書又は請書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円を超える支出に関するものは個別契約書の作成が必要です。 	<p>(注1) 見積書の徴収について</p> <p>③見積書が2者以上必要な場合（相見積）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①、②以外の場合 <p>(注2) 契約書又は請書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円を超える支出に関するものは契約書の作成が必要です。

(削除)

【検収調書の例】

検 収 調 書

(物件名) _____

(代表者)		部門長	主任

品 名			
仕 様			
数 量		納 期 限	
検 収 場 所			
契約相手の住所・氏名			
立 会 人			
検 収 意 見			
上記の通り検収しました。			
年 月 日	検収者職氏名	印	